

**法人名 公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター**

所管部(局)課 警察本部 組織犯罪対策課

1 法人の概要

令和 4 年 3 月 31 日 現在

代表者名	理事長 大塚 岩男	ホームページURL	http://279-anshin.sakura.ne.jp/	
所在地	松山市若草町7番地1	電話番号	089-932-1893	
基本金・資本金等	600,000 千円	設立年月日 (移行年月日)	平成 4 年 4 月 24 日 (平成22 年 12 月 1 日)	
主な出資者	出資者名		出資額(千円)	出資比率(%)
	愛媛県		300,000	50.0
	県内20全市町		150,000	25.0
	その他(民間企業等の寄付)		150,000	25.0
設立目的	県民総ぐるみによる暴力追放運動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為に関する相談の処理、暴力団員による不当な行為の被害者に対する民事訴訟の支援等を行うことにより、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって安全で住み良い愛媛県の実現に寄与することを目的とする。			
設立の経緯及び経過	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条の3第1項を根拠として設立			
主な事業内容	(1)愛媛県公安委員会からの委託を受けて行う暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項の講習の実施 (2)暴力団員による不当な行為に関する相談の処理 (3)暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動及び不当要求情報管理機関の業務の支援		管理受託施設 (指定管理者施設を含む)	
			なし	

2 組織の状況

(単位:人)

区分	平成30年度					令和元年度					令和2年度					令和3年度					増減	左記の増減理由
	合計	プロパー	うち派遣(県職員)	うち県職員(兼務)	うちOB	合計	プロパー	うち派遣(県職員)	うち県職員(兼務)	うちOB	合計	プロパー	うち派遣(県職員)	うち県職員(兼務)	うちOB	合計	プロパー	うち派遣(県職員)	うち県職員(兼務)	うちOB		
評議員	13	0	0	0	3	13	0	0	0	3	13	0	0	0	3	13	0	0	0	3	0	
常勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤	13	0	0	0	3	13	0	0	0	3	13	0	0	0	3	13	0	0	0	3	0	
理事等	20	0	0	1	3	20	0	0	1	3	20	0	0	1	3	20	0	0	1	3	0	
常勤	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	
非常勤	19	0	0	1	2	19	0	0	1	2	19	0	0	1	2	19	0	0	1	2	0	
職員	4	1	0	0	3	4	1	0	0	3	4	1	0	0	3	4	1	0	0	3	0	
正規職員	4	1	0	0	3	4	1	0	0	3	4	1	0	0	3	4	1	0	0	3	0	
非正規職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県関係職員の実数			0	1	8			0	1	8			0	1	8			0	1	8		
県退職後2年内雇用OB				1					2					0					0			
役員・職員の兼務等特記事項																						

※役員・職員の兼務等特記事項については、プロパー、県職員の別を明記してください。

法人名 公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター

3 実施事業評価表

(単位:千円、%)

事業名1		区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減率 (前年度比)	増減理由 (前年度10%以上の増減があった場合)
受託事業(不当要求防止責任者講習)		経常費用	2,414	2,621	2,453	2,420	2,604	7.6	
		全体事業に占める割合(%)	8.37	9.30	8.41	8.55	9.21		
事業開始年度	H4	経常収益	2,385	2,506	2,419	2,385	2,500	4.8	
事業終了年度	※予定、見込みがある場合	全体事業に占める割合(%)	8.39	8.68	8.41	8.25	8.63		
成果指標		指標項目(単位)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減率 (前年度比)	指標選定理由
		講習実施回数(回)	30	26	24	25	23	△8.0	講習開催に伴う会場費用指標
		講習受講人数(人)	1,252	1,078	1,188	953	864	△9.3	配布資料の作成費用指標
事業内容 (事業の目的、期待される効果、これまでの成果等)		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第7号に基づき、愛媛県公安委員会からの委託を受けて、同法第14条第2項の講習を実施するもの。							

(単位:千円、%)

事業名2		区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減率 (前年度比)	増減理由 (前年度10%以上の増減があった場合)
その他事業		経常費用	26,431	25,567	26,715	25,892	25,669	△0.9	
		全体事業に占める割合(%)	91.63	90.70	91.59	91.45	90.79		
事業開始年度	H4	経常収益	26,048	26,361	26,361	26,519	26,484	△0.1	
事業終了年度	※予定、見込みがある場合	全体事業に占める割合(%)	91.61	91.32	91.59	91.75	91.37		
成果指標		指標項目(単位)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減率 (前年度比)	指標選定理由
		相談処理件数(件)	329	316	310	341	363	6.5	相談の処理指標
		組織支援回数(回)	55	50	48	24	21	△12.5	講師派遣等による業務支援指標
事業内容 (事業の目的、期待される効果、これまでの成果等)		上記受託事業のほか、公益目的事業として行う相談の処理、組織活動支援等を含む事業活動。							

(単位:千円、%)

その他事業		区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減率 (前年度比)	増減理由 (前年度10%以上の増減があった場合)
		経常費用							
		全体事業に占める割合(%)							
		経常収益							
		全体事業に占める割合(%)							

法人名 公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター

(単位:千円、%)

4 財務状況

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減率 (前年度比)	増減理由 (個々の項目で前年度10%前後の増減及び 当該年度特有の事情による増減があった場合に記入)
【正味財産増減計算書】	経常収益計	28,433	28,867	28,780	28,904	28,984	0.3	
	うち公益目的	20,615	21,012	20,948	21,080	21,206	0.6	
	うち基本財産運用益	7,773	7,900	7,900	7,743	7,900	2.0	
	うち公益目的	5,373	5,530	5,530	5,373	5,530	2.9	
	うち事業収益	2,535	2,682	2,675	2,682	2,714	1.2	
	うち公益目的	2,535	2,682	2,675	2,682	2,714	1.2	
	うち受取補助金等(委託料・ 負担金含む)	2,535	2,506	2,419	2,385	2,500	4.8	
	うち公益目的	2,535	2,506	2,419	2,385	2,500	4.8	
	経常費用計	28,845	28,188	29,168	28,312	28,273	△0.1	
	うち公益目的	21,438	21,047	22,177	20,900	21,228	1.6	
	うち事業費	21,438	21,047	22,177	20,900	21,228	1.6	
	うち公益目的	21,438	21,047	22,177	20,900	21,228	1.6	
	うち管理費	7,407	7,141	6,991	7,412	7,045	△5.0	
	うち公益目的	0	0	0	0	0	-	
当期経常増減額	-412	679	-388	592	711	20.0		
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	-		
当期正味財産増減額	-412	679	-388	592	711	20.1	退職給付費用の減額及び印刷製本費の減額による増加	
【貸借対照表】	資産	670,111	670,999	670,583	671,775	672,816	0.2	
	流動資産	11,346	11,565	11,103	12,400	13,368	7.8	
	固定資産	658,765	659,434	659,480	659,375	659,449	0.0	
	うち基本財産	600,000	600,000	600,000	600,000	600,545	0.1	
	負債	2,173	2,382	2,354	2,955	3,285	11.2	
	流動負債	1,471	1,440	1,264	1,329	1,483	11.6	社会保険料の預かり金による増加
	うち短期借入金	0	0	0	0	0	-	
	固定負債	702	941	1,090	1,626	1,802	10.8	退職金積み立てによる増加
	うち長期借入金	0	0	0	0	0	-	
	正味財産	667,938	668,617	668,229	668,821	669,531	0.1	
指定正味財産	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	0.0		
一般正味財産	67,938	68,617	68,229	68,821	69,531	1.0		
負債・正味財産合計	670,111	670,999	670,583	671,775	672,816	0.2		

【人件費内訳】

(単位:千円、%)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減率 (前年度比)	増減理由 (前年度10%以上の増減があった場合)
役員人件費		0	0	0	0	0	-	
職員人件費	うち事業費分	13,092	13,615	14,089	14,707	14,658	△0.3	
	うち管理費分	5,342	5,338	5,346	5,501	5,437	△1.2	
	小 計	18,434	18,953	19,435	20,208	20,095	△0.6	
合 計		18,434	18,953	19,435	20,208	20,095	△0.6	

【県の財政的関与】

(単位:千円、%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減率 (前年度比)	増減理由 (前年度10%以上の増減があった場合)
負担金	0	0	0	0	0	-	
補助金	0	0	0	0	0	-	
委託料	2,385	2,506	2,419	2,385	2,500	4.8	
うち指定管理委託料	0	0	0	0	0	-	
うち再委託額	0	0	0	0	0	-	
貸付額	0	0	0	0	0	-	
県支出金計	2,385	2,506	2,419	2,385	2,500	4.8	
貸付残高(期末)	0	0	0	0	0	-	
損失補償に係る債務負担残高(期末)	0	0	0	0	0	-	

【県の財政的関与の内訳】(R3年度)

(単位:千円)

区分	名称	金額	左記の内容 <small>※それぞれの始期を(終期が決まっている場合は終期も)記載すること。単年度のみの負担金等は、その旨を記載。 ※貸付金については、貸付期間も記載すること。</small>
負担金			
補助金			
委託料	責任者講習実施委託料	2,500	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第7号に基づき、愛媛県公安委員会からの委託を受けて、同法第14条第2項の講習を実施するもの
貸付金			
損失補償			

【財務関係指標】

(単位:%)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減	指標計算式
県財政支出依存度	8.4	8.7	8.4	8.3	8.6	0.4	県からの補助金等(補助金・負担金・委託金)÷経常収益計×100
県受託事業の再委託度	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	県からの受託事業の外部委託費÷県からの受託事業費×100
人件費比率	63.9	67.2	66.6	71.4	71.1	△0.3	人件費÷経常費用計×100
管理費比率	25.7	25.3	24.0	26.2	24.9	△1.3	管理費÷経常費用計×100
正味財産比率(会社法人及び公社以外)	99.7	99.6	99.6	99.6	99.5	△0.0	正味財産÷(負債+正味財産)×100
流動比率	771.3	802.9	878.4	933.0	901.4	△31.6	(流動資産÷流動負債)×100
借入金依存率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(長期借入金+短期借入金)÷資産×100
公益目的事業比率	74.3	74.7	76.0	73.8	75.1	1.3	(公益目的事業費)÷(公益目的事業費+収益事業等の費用+管理費)×100

法人名 公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター

5 法人の現状及び過去の評価結果

法人の現状	当法人は、平成22年12月1日に公益財団法人に移行し各種事業を推進しているが、経営の主たる収入は基本財産の運用益と賛助金であり、経済不況の影響による運用益の低下等、財政状況は厳しい情勢にある。
県出資法人改革プランに基づく最終点検評価結果(平成22年度総評)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当法人は、暴力被害者が気軽に相談できる「駆け込み寺」としての役割を期待されることから、今後も、警察、弁護士会等と役割分担をしながら、住みよい愛媛県の実現に寄与されたい。その際、このような相談窓口があることが県民に十分知られていない面もあるので、相談窓口の県民への周知について一層努めていただきたい。</li> <li>当法人の収入の約3分の2を占める賛助金収入は、当法人が安定・充実して事業を実施するためになくてはならないものになっていることから、賛助会員の脱会防止のためFAX情報等サービスの充実に努めるとともに、新たな賛助会員獲得にも努めていただきたい。</li> </ul>
県出資法人経営評価指針に基づく経営評価結果(平成23～25年事業総括)	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価期間における決算においては、多額ではないものの4期中3期が赤字となっており、賛助金収入を確保するなど、赤字解消に向けた取組に努めていただきたい。</li> <li>当法人については、暴力団被害者が気軽に相談できる「駆け込み寺」としての役割を期待されており、さらに25年7月から、住民からの委託を受けて、暴力団事務所の使用差し止め請求訴訟を提起できる適格団体として国家公安委員会の認定を受けるなど、役割の重要性が増していることから、今後とも適切な事業の運営に努めていただきたい。</li> </ul>
県出資法人経営評価指針に基づく経営評価結果(平成26～29年事業総括)	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な広報活動を図るため、相談事業において27年度から巡回相談日を設けて県民が認知しやすい形での活動を推進しているほか、新聞広告やチラシ等多様な広告媒体の活用に努めており、相談者アンケートで広報効果を検証している点は評価できるので、今後もセンターへの相談を必要とする県民への効果的な周知方法を工夫すること。</li> <li>不当要求防止責任者講習の開催や組織支援の回数が前期よりも伸びており、今後とも、暴力団排除活動の中核としての重要な役割を果たすべく、積極的な活動に取り組むこと。</li> </ul>

6 令和元年から令和4年における2次評価内容

令和元年	<p>①30年度の財務状況は、当期経常増減額が、29年度の-412千円から+679千円に黒字転換、一般正味財産も29年度と比べて679千円増加した。これは、平成30年度より、新たに愛媛県独自の暴力団追放マニュアルを販売するなど、賛助会員獲得活動による会員数・賛助金額の増加や経費の節約によるもので評価できる。</p> <p>②経常収益の約4分の1を基本財産運用益が占めているが、当面、低金利による基本財産の運用が続くと見込まれることから、引き続き、収支のバランスを取りながら、計画的かつ積極的な事業展開に努めること。</p> <p>③ホームページにおいて、事業概要等について情報提供するとともに、フェイスブックを活用し、効果的な広報活動に努めていることは評価できる。引き続き、ホームページやSNS、マスコミなどを活用した効果的な情報発信に努め、各種事業の実績の更なる拡大を図ること。</p> <p>なお、財務状況に関する情報の公開・提供(ホームページ・パンフレット等)に当たっては、説明責任を果たすためにも、正確で分かりやすい表現に努めるほか、事業ごとの具体的な状況(収支・成果)の記載にも努めること。</p>
令和2年	<p>①元年度の財務状況は、当期経常増減額が、30年度の+679千円から-388千円に赤字転換、一般正味財産も30年度と比べて388千円減少した。これは、責任者講習委託費の減や、人件費や消耗品費の増によるものである。当面、低金利による基本財産の運用が続くと見込まれることから、経費削減や積極的な賛助会員の獲得など経営基盤の充実に努めること。</p> <p>②ホームページにおいて事業内容等の情報発信を行うとともに、新聞や電光掲示板等を活用し、認知度の向上に取組んでいることは評価できる。引き続き、ホームページやSNS、マスコミなどを活用した効果的な情報発信に努め、各種事業の実績の更なる拡大を図ること。また、実施事業評価表の成果指標について、ホームページのアクセス数等、情報発信の成果が検証可能な指標の設定を検討すること。</p>

令和3年	<p>①2年度の財務状況は、当期経常増減額が、元年度の-388千円から+592千円に黒字転換し、一般正味財産も元年度と比べて592千円増加した。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議等が中止又はWeb開催となり、経費が減少したことなどによるものである。また、当面、低金利による基本財産の運用が続くと見込まれることから、新たに寄附金取扱規程の新設により寄附金の受入れを開始し、収益の確保に向けて取り組んでいることは評価できる。引き続き、経費削減や積極的な賛助会員の獲得など経営基盤の充実に努めること。</p> <p>②理事会については、リモート開催の導入等、より適切にガバナンスが発揮できる体制の構築について検討すること。</p> <p>③ホームページにおいて事業内容等の情報発信を行うとともに、新聞や電光掲示板等を活用し、認知度の向上に取り組んでいることは評価できる。引き続き、ホームページやSNS、マスコミなどを活用した効果的な情報発信に努め、各種事業の実績の更なる拡大を図ること。なお、ホームページのアクセス数が1次評価に記載されたことにより、実績が確認できるようになったが、「実施事業評価表」又は、「今後の課題と取組実績」の「認知度の向上」の欄に記載するなど、年度ごとの推移が確認できるように検討すること。</p>
令和4年	

7 県出資法人経営評価指針に基づく今後の課題と取組実績

(1) 出資法人の自主性・自立性の向上

○組織体制の見直し、役職員数及び給与制度の見直し

取り組むべき課題	役職員(常勤)数は4人で、給与体系は県に準じており、今後も同体系を維持し、適正化を図る。	
取組内容	共通	役職員4人で、給与体系は県に準じて適正化を図っており、同体系を継続する。
	令和元年	役職員4人で、給与体系は県に準じて適正化を図っている。
	令和2年	役職員4人で、給与体系は県に準じて適正化を図っている。
	令和3年	役職員4人で、給与体系は県に準じて適正化を図っている。
	令和4年	

○経営基盤の充実強化、経営におけるPDCAサイクルの実践

取り組むべき課題	当法人は、基本財産の運用益と賛助会費を主たる収入として経営しているため、国債等での運用益を図りつつ、賛助会員の新規獲得による賛助会費収入の増額に努めるとともに、事業費の削減に努め、経営基盤の充実に努める。	
取組内容	共通	経営基盤の充実・強化
	令和元年	前年に引き続き、賛助会員の新規獲得に向け、不当要求防止責任者講習や各種会合において団体・個人の勧誘活動を行うとともに、愛媛県独自で作成したマニュアルやポスターの作成、実費販売を行った。
	令和2年	賛助会員の新規獲得に向け、不当要求防止責任者講習や各種会合において団体・個人の勧誘活動や愛媛県独自で作成したマニュアルやポスターの作成、実費販売を行った。また、寄附金取扱規程を制定し、寄附金の依頼を行った。
	令和3年	賛助会員の新規獲得に向け、不当要求防止責任者講習や各種会合において団体・個人の勧誘活動や愛媛県独自で作成したマニュアルやポスターの作成、実費販売を行ったり、寄附金の依頼を行った。
	令和4年	

(2) 県の関与の適正化

○財政的関与の見直し

取り組むべき課題	暴力団排除気運を維持継続するためには、不当要求防止責任者講習等による講習会の開催が必要であり、今後も継続した増額要求を行う。	
取組内容	共通	財政的関与の見直し
	令和元年	平成31年度の責任者講習委託費は、2,419,000円(前年比-87,000円)である。
	令和2年	令和2年度の責任者講習委託費は、2,385,000円(前年比-34,000円)である。
	令和3年	令和3年度の責任者講習委託費は、2,500,000円(前年比+115,000円)である。
	令和4年	

○人的関与の見直し

取り組むべき課題	当法人は、暴力団対策法に基づき公安委員会の指定を受けて設立されたものであるが、指定要件として当該事業活動への専門的知識技能を有することが規定されていることから、県警察の退職者を職員として雇用することを継続する。	
取組内容	共通	人的関与の見直し
	令和元年	県警察の退職者が職員として3人、事務職として女性職員が1人雇用されている。
		プロパー職員育成に係る取組
	令和2年	県警察の退職者が職員として3人、事務職として女性職員が1人雇用されている。
		プロパー職員育成に係る取組
令和3年	県警察の退職者が職員として3人、事務職として女性職員が1人雇用されている。	
	プロパー職員育成に係る取組	公認会計士より継続的に指導を受けている。
令和4年		
	プロパー職員育成に係る取組	

※プロパー職員育成計画等を作成している場合は添付してください。

○出資法人の活用

取り組むべき課題	現在、行政・職域・地域で結成している暴排協議会等に顧問等として参画し連携を図っているため、今後は他の出資法人と連携した更なる社会全体の暴排気運の高揚に努める。	
取組内容	共通	暴排協議会との連携
	令和元年	行政・職域・地域で結成している暴排協議会等に出席し、不当要求対応要領等を講習するなど連携を図っている。
	令和2年	行政・職域・地域で結成している暴排協議会等に出席し、不当要求対応要領等を講習するなど連携を図っている。
	令和3年	行政・職域・地域で結成している暴排協議会等に出席し、不当要求対応要領等を講習するなど連携を図っている。
	令和4年	

※特に、産業振興や地域活性化への関与、貢献に当たる取組みや事業を記載してください。

(3)法人情報等の積極的な開示等

○法人情報の公開

取り組むべき課題	事業報告や決算書の経理情報は、引き続きホームページにおいて開示する。	
取組内容	共通	法人情報の公開
	令和元年	県ホームページにおいて毎年度の事業報告や決算書の経理情報等を公開し、暴追センター開設のホームページでも決算書等の情報を公開している。
	令和2年	県ホームページにおいて毎年度の事業報告や決算書の経理情報等を公開し、暴追センター開設のホームページでも決算書等の情報を公開している。
	令和3年	県ホームページにおいて毎年度の事業報告や決算書の経理情報等を公開し、暴追センター開設のホームページでも決算書等の情報を公開している。
	令和4年	

○認知度の向上

取り組むべき課題		不当要求防止責任者講習の各種会合や、テレビ、新聞、電光掲示板、インターネット等の媒体を利用した広報により、認知度の向上を図る。
取組内容	共通	認知度の向上
	令和元年	不当要求防止責任者講習や各種暴排協議会等の会合、新聞及び松山市駅コンコースサイネージ等による広報により、認知度の向上を図っている。 また、センターで運用しているホームページも毎月平均約3,100人のアクセスがあり、随時更新をしている。
	令和2年	不当要求防止責任者講習や各種暴排協議会等の会合、新聞及び松山市駅コンコースサイネージ等による広報により、認知度の向上を図っている。 また、センターで運用しているホームページも毎月平均約1,900人のアクセスがあり、随時更新をしている。
	令和3年	不当要求防止責任者講習や各種暴排協議会等の会合、新聞及び松山市駅コンコースサイネージ等による広報により、認知度の向上を図っている。 また、センターで運用しているホームページも毎月平均約1,400人のアクセスがあり、随時更新をしている。
	令和4年	

8 令和4年度評価

(1) 1次評価

法人による評価	<p>令和3年度は、前年に引き続き、「多様な広報活動、事業内容の活性化」を活動の指針として、事業に取り組んだ。</p> <p>「広報啓発活動」に関しては、愛媛新聞へ広告を24回掲載したほか、出張相談場所のエリア限定で折込広告、松山市駅コンコースサイネージでの民暴弁護士等相談の案内や、「暴力団追放！」のゆうメールスタンプの利用、ホームページやLINE、Facebookなどで広報活動に努めた。</p> <p>また、令和4年度版ポスターの作成のため、県下の小中学校等に対しチラシを4万枚配布した。ホームページはQ&amp;Aなど今後も随時更新していく予定である。</p> <p>さらに、平成30年度より開始した愛媛県独自のマニュアルやポスターの実費販売を行った。(販売部数 約2,000部)</p> <p>「相談活動」では、民暴弁護士の出張相談である「民暴弁護士等相談」、地域性を考慮した巡回相談を5市で開設等、相談活動の充実・活性化に努めた。</p> <p>「組織活動支援」では、暴力団排除活動支援として、1組織に支援金等を支給した。</p> <p>令和3年度は、コロナ禍により賛助会員の脱退もあったが、1団体より300,000円の寄附金があった。</p> <p>また、暴追マニュアルの印刷数は多くなったが印刷単価が下がったため、710,596円の黒字となった。</p> <p>令和4年度も、令和3年度に引き続き、寄附金の申込やマニュアルやポスターの購入申込もある。今後も新規賛助会員や寄附金の獲得を行い、県民の負託に応えるべき適正な事業運営を継続推進する。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で、理事会等が書面開催となり、リモート開催の導入も検討されたが、第2回理事会開催時は、感染者数が減少傾向にあったため、集合開催とした。</p> <p>以上のことから、総合判断は「優良」である。</p>
法人所管課による評価	<p>当法人は、暴力団対策法第32条の3の規定に基づき愛媛県公安委員会が指定した法人で、県内における暴力団排除活動の中核としての重要な役割を担っており、暴力団等の不当要求に対応するための「不当要求防止責任者講習」や「暴力団関係相談」等、公益目的事業の各種活動に積極的に取り組んでいる。</p> <p>令和3年度は、前年に引き続き、新型コロナウイルスの影響により各種会議やイベントが中止等になる中、従来の弁護士相談日等を掲載したカレンダーや暴力団追放広報用クリアファイル等の作成配布、ホームページ、Facebook等各種媒体を活用した広報に加え、新聞広告欄を活用し、弁護士相談日等の広告を24回掲載するなど、「多様な広報活動」を行うことで「事業活動の活性化」を図るとともに、暴力団関係相談の適正処理等により、賛助会員の獲得を推進している。</p> <p>現在、指定暴力団六代目山口組と神戸山口組は対立抗争状態にあり、当法人に対する県民の期待はさらに高まっている。</p> <p>数年にわたる経済不況の影響で運用益は低下したままであり、財政状況は厳しい情勢にあるが、創意工夫した経費削減、積極的な賛助会員の獲得など経営基盤の充実に向けた着実な活動が成果を収めている。</p> <p>以上のことから、コロナ過で対外活動が制限される中、適正かつ効果的な事業運営を行っており、総合評価は「良好」である。</p>

## (2)2次評価

- ①3年度の財務状況は、当期経常増減額が、2年度の+592千円から+711千円と2期連続の黒字であり、一般正味財産も2年度と比べて710千円増加した。これは、印刷製本費の減などによるものである。また、コロナ禍の影響により賛助会員の減があったものの、2年度から寄附金の受入れを開始し、収益の確保に向けて取り組んでいることは評価できる。引き続き、寄附金の受入れや積極的な賛助会員の獲得及び経費削減を図り、経営基盤の充実に努めること。
- ②理事会について、2年度は全て書面開催であったが、3年度は新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら、できる限り対面開催に努めており、評議員会と合わせて今後もガバナンスが発揮できる体制づくりに努めること。
- ③引き続き、利用者のニーズを踏まえた相談体制の充実とともに、各種広報媒体を活用した効果的な情報発信に努め、各種事業の実績の更なる拡大を図ること。